

# 手配旅行取引条件説明書面（国内用）

この書面は旅行業法第12条4に基づきお客様に交付する取引条件説明書であり、旅行契約が成立した場合は同法第12条の5及び当社の旅行業約款手配旅行契約の部第10条第1項の契約書面（以下「契約書面」といいます。）の一部として取り扱います。旅行契約が成立した場合契約書面の一部となります。

## 1. 手配旅行契約

- (1)この旅行は、一般社団法人新発田市観光協会（以下「当社」という。）が手配をする旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。
- (2)当社はお客様の依頼によりお客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- (3)当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けします。

## 2. 旅行の申し込み

- (1)当社はお客様のご希望による航空券・宿泊券・ホテル券等の手配旅行は所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けします。なお、乗車券及び宿泊券を旅行代金と引き換えにお渡しする場合は、口頭による申し込みを受け付けることがあります。
- (2)団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申し込みの場合、当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。
- (3)当社所定のご旅行申込書に必要事項を記入の上、申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込み下さい。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部といたします。

## 3. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話、電子メール、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- (2)通信契約の申し込みの際、会員は申し込みをしようとする「手配旅行の内容」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
- (3)通信契約は、当社がお申し込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を発した時、電子メール・ファクシミリで通知する場合はその通知が会員に到着した時に成立します。
- (4)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- (5)お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社はお申込みをお断りします。

## 4. お申込み条件

- (1)お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2)健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別の配慮を必要とする方はその旨をお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (3)その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 旅行契約の成立

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2)当社は申込金を受けることなく、契約の締結の承諾をする旨の書面をお渡しした場合、ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立します。
- (3)団体・グループ旅行の場合、申込金を受けることなく旅行引受書等をお渡しした時に契約が成立します。

## 6. 契約書面のお渡し

当社は契約成立後速やかに、郵送にて予約確認書・旅行条件書・請求書をお送りします。団体・グループ旅行の場合は、旅行代金見積書・旅行条件書・旅行引受書、請求書をお送りします。

## 7. 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続料金を申し受けします。

## 8. 旅行計画の解除

- (1)お客様の任意解除  
お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
  - ①お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
  - ②未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払い費用
  - ③当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金
- (2)お客様の責に帰すべき事由による解除
  - ①当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取り消させていただく場合があります。
  - ②お客様がクレジットカードによるお支払いを希望されカード会社より決済できないときは、当社は旅行契約を解除します。①、②の場合、下記の費用はお客様の負担とさせていただきます。  
既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払い費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金
- (3)当社の責に帰すべき理由による解除  
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

## 9. 旅行代金

- (1)当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。
- (2)団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引受書にて明示します。
- (3)当社は、旅行終了後すみやかに支払旅行代金の清算をします。

## 10. 国内宿泊施設の取消料金

- (1)旅館・ホテルの取消料は各施設ごとの宿泊約款によります。
- (2)一部人員の変更（減員）については、別途取消料を定めています。
- (3)宿泊日当日、券面人員が減少した場合は、お泊りになった宿泊施設で所定の減員証明を受けて、払い戻し欄にご署名下さい。

(4)払い戻しは宿泊日より1ヶ月以内にお申し出下さい。

(5)同一旅館・ホテルに連泊の場合は、1泊の宿泊料金を基準として取消料を適用します。

#### 1.1. 当社の責任

(1)当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3)手荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して、14日以内に通知があったときに限り、お客様お一人当たり15万円（当社に故意又は重過失がある場合を除く）を限度とします。

#### 1.2. お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなればなりません。

#### 1.3. 個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社に対し、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

\*このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社の商品やキャンペーンのご案内のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

#### 1.4. 旅行業務取扱料金

手配に係る取り扱い料金

内容		料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	2人以上の団体手配旅行の場合 旅行費用総額の20%以内 個人（上記以外） 1件につき 500円以内
	宿泊券のみの場合	2人以上の団体手配旅行の場合 宿泊券額面の20%以内
		個人（上記以外） 1件につき 500円以内
	運送機関のみの場合	1件につき 500円以内
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）		添乗員1人1日につき 20,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	2人以上の団体手配旅行の場合 変更に係る部分の変更前の20%以内 個人（上記以外） 1件につき 500円以内
	運送機関の予約・手配の変更	1件につき 500円以内
	運送機関の予約・手配の変更（宿泊券の切り替えが必要場合はそれを含む。）	1件につき 500円以内
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	2人以上の団体手配旅行の場合 変更に係る部分の変更前の20%以内 個人（上記以外） 1件につき 500円以内
	運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の清算手続きがある場合はそれを含む。）	1件につき 500円以内
	宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の清算手続きがある場合はそれを含む。）	1件につき 500円以内
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合	1件につき 500円以内 (電話料、電報料は別)

(注) 1. 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

2. お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1泊として扱います。

4. 上記料金には消費税が含まれています。

#### 新潟県知事登録旅行業第3-386号 一般社団法人新発田市観光協会

住所：新潟県新発田市諏訪町1-2-11 TEL：0254 (26) 6789 Fax：0254 (26) 5031 e-mail：kanko@shibata-info.jp

全国旅行業協会正会員

国内旅行業務取扱管理者 井上 雅俊

※旅行業務取扱管理者はお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。